

平成 20 年 11 月 21 日

平成 20 年第 4 回豊島区議会定例会、28 日開会

本日 21 日（金）、高野之夫豊島区長は、豊島区議会各議員に対し、平成 20 年第 4 回豊島区議会定例会の 11 月 28 日（金）開会の招集を通知し、あわせて本会議への提出予定案件を示した。

今回提出が予定される案件は、条例案 11 件、報告 1 件、20 年度補正予算案 1 件、その他 3 件の計 16 案件。案件は以下の通り。

なお、会期は 11 月 28 日（金）から 12 月 12 日（金）までの 15 日間。

■ 平成 20 年第 4 回豊島区議会定例会提出予定案件

〈条例案〉

- 1 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 2 豊島区生活安全条例の一部を改正する条例
- 3 豊島区地域区民ひろば条例の一部を改正する条例
- 4 豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 5 豊島区立区民集会室条例の一部を改正する条例
- 6 豊島区立心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例
- 7 豊島区立知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例
- 8 豊島区営住宅条例の一部を改正する条例
- 9 豊島区立子どもスキップ条例の一部を改正する条例
- 10 豊島区立学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 11 豊島区立保育所条例の一部を改正する条例

〈報告〉

- 1 専決処分の報告について

〈その他〉

- 1 池袋本町二丁目住宅新築工事請負契約について
- 2 豊島体育館耐震補強及び改修工事請負契約の一部の変更について
- 3 負担付き譲与について

〈補正予算〉

- 1 平成 20 年度豊島区一般会計補正予算（第 3 号）

詳細：総務課長

■ 主な提出予定案件

『全国初！ 共同住宅等所有者に暴力団等の使用制限責務を！！』

〈豊島区生活安全条例の一部を改正する条例〉

改正案では、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正等に伴い、暴力団等の排除に関する区・区民等・事業者の責務を定めるとともに、店舗・事務所・共同住宅の所有者等に対し、暴力団等の居住・使用を制限する責務を定めた。共同住宅などの所有者等に暴力団等の使用制限責務を定めるのは全国で初、また、生活安全条例の中に、暴力団等の排除に関する活動の規定を設けるのは、都内で初の試みとなる。

また、本区は、警視庁との連携を強め、区が行う契約等から暴力団を排除する要綱制定の準備を現在進めている。年度内には、本区と警視庁との間に協定が結ばれる予定だ。

詳細…治安対策担当課長

■ 主な補正予算

『信用保証料・利子補給補助率大幅増！！』

〈中小商工業融資事業経費の補正〉

金融危機や原材料高騰の影響から経営困難に直面している区内中小商工業事業者への支援を強化する。信用保証料補助率を現行の 20%から 50%に引き上げるほか、小企業資金への利子補給の補助率を現行の 0.3%から 2.0%に引き上げる。

『セーフティネット対象拡大に伴う相談員増！！』

〈中小企業相談室運営経費の補正〉

10月31日から中小企業のための全国緊急保証制度が開始されたことに伴い、セーフティネット保証の対象業種が、185種から618種に拡大され、相談件数も大幅に増となった。本区窓口では、一日平均6件程度の相談・申請件数が、新制度開始後には、平均90件と大幅に増えた。そこで、相談体制の強化を図るため、相談窓口となる中小企業相談室の相談員（中小企業診断士）を増員する。

詳細…生活産業課長